

令和6年度 町民税・県民税
〔国民健康保険税
介護保険料 の申告について
後期高齢者医療保険料〕

令和6年度の町民税・県民税（以下「町県民税」と記載します。）に係る所得申告の受付を行います。日程を確認のうえ、事前に必要な書類などを準備し、期限内に申告してください。申告の内容は、町県民税のほかに国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの基礎資料となります。また、所得申告をしていないと、所得証明書の発行ができないほか、所得を要件とする給付が受けられないなどの不利益が生じる場合がありますので、期限内に忘れずに申告しましょう。

■申告が必要な人

令和6年1月1日現在、町内に住所がある人は、全員申告が必要です。

対象の所得は、令和5年1月1日から令和5年12月31日までとなります。

ただし、次のいずれかに該当する人は、町から申告書が届いても申告の必要がありません。

- ① 給与所得の年末調整が済んでいる人で、ほかに所得や所得控除等の申告が必要のない場合
- ② 公的年金等の支払いを受けている人で、公的年金等の収入金額が400万円以下であり、ほかに所得や所得控除等の申告が必要のない場合
- ③ 令和5年分の所得税確定申告書を税務署へ提出した人

■郵便申告のできる人

学生や親族に扶養（援助）されていたなどで所得が無かった人は、郵便での申告ができます。町指定の申告書に記載する欄がありますので、そちらを使用してください。

郵便申告の場合は、マイナンバーカードの写しまたは、「番号確認書類」と「身元確認書類」の写しを同封してください。

※税務出納課や各支所の窓口でも受領します。

■町から申告用紙が送付されない人

次の人には申告書の送付を行っていません。申告書が届かない人でも、給与や年金以外の所得があった場合や各種控除を追加する場合には申告が必要となりますので、申告会場へ来場してください。

- ① 給与所得者のうち、令和5年12月末現在で給与から町県民税が差し引かれている人で、前年の所得申告において給与以外の所得がなかった人
- ② 年金所得者のうち、前年の年金の額が次の区分以下で、年金以外の所得が無かった人
 - ・65歳未満の方…98万円以下
 - ・65歳以上の方…148万円以下
- ③ 前年に所得税の確定申告をし、税務署から「令和5年分確定申告のお知らせ」のはがきや通知書が届いている人

■申告日程及び会場

申告書（郵便申告を除く）を提出しなければならない人は、申告受付日程表で、対象行政区の日時を確認のうえ、「申告に必要なもの」を持参して来場してください。

対象日時に申告できない人は、可能な限り同地区の受付日での申告をしてください。

2/9(金)から2/29(木)の期間は、各支所で申告受付を実施しており、原則として「税務出納課窓口」での申告受付は行いませんのでご注意ください。

■申告に必要なもの

申告には、次の表に示す書類などが必要です。領収書は、事前に項目ごとにまとめて集計をしてください。集計してこない場合は、会場で集計をお願いする場合があります。

特に、農業所得（自家消費分も含む）に係る申告を行う場合は、申告者において収入明細及び経費明細を準備して申告をしてください。

■感染症の感染防止対策

①申告会場へ来場する際は、マスクの着用をお願いします。

②申告会場の混雑を避ける観点から、対象行政区の受付日時に来場してください。

③体調が悪い場合は、対象行政区の受付日時に関わらず、後日、来場してください。

令和6年度 町民税・県民税
〔国民健康保険税
介護保険料 の申告受付日程表
後期高齢者医療保険料〕

地区	受付日	受付時間・対象行政区			延長受付指定日	受付会場
		午前9時～正午	午後1時～午後4時	午後4時～午後7時		
有芸	2月9日(金)	有芸地区全域	有芸地区全域	有芸地区全域		有芸生活改善センター
安家	2月13日(火)	坂本・折壁・大平・松ヶ沢 半城子・川口・茂井・年々	日向・日蔭・高須賀・江川	安家地区で指定日時に申告できない人		安家地区総合交流センター
大川	2月15日(木)	館沢口・唐地・滝の上・櫃取	外山・種倉・中居村・外椀			釜津田総合コミュニティセンター※
	2月16日(金)	大渡・平井・宇津野・寄部・伏屋・大広・長田・川代	扇の沢・下町・本町・日蔭	大川地区で指定日時に申告できない人		大川基幹集落センター
小川	2月19日(月)	石畠・谷内向	裏綿			小川生活改善センター
	2月20日(火)	国境・穴沢・田山	一ツ苗代			
	2月21日(水)	中瀬・名目入	三田貝・南沢・権現	小川地区で指定日時に申告できない人		
	2月22日(木)	門町・救沢	見内川・浅不動・中沢			
小本	2月26日(月)	中島・卒郡・岸・中里	小本一・小本二			小本津波防災センター
	2月27日(火)	小成	茂師・中野一・豊岡			
	2月28日(水)	中野二	中野二	小本地区で指定日時に申告できない人		
	2月29日(木)	大牛内・高松	清水野・裴野一・裴野二			
岩泉	3月5日(火)	松橋・二升石・大沢・栗畠	尼額・浅内			役場分庁舎第一会議室
	3月6日(水)	下岩泉・乙茂	小屋敷・夏節・本田・沢中・猿沢・中倉			
	3月7日(木)	上沢廻・月出・鼠入川・甲地・鼠入・森山	下沢廻・南沢廻			
	3月8日(金)	東三本松	三本松・惣畠	岩泉地区で指定日時に申告できない人		
	3月11日(月)	下町・上の山・向町	西上町・東上町・中町			
全町	3月3日(日)	町内全体で指定日時に申告できなかった人 (例年、大変混雑し長時間お待ちいただくことになりますので、なるべく上記の各地区指定日時に申告されますようご協力をお願いいたします。)				
	3月13日(水)					
	3月14日(木)					
	3月15日(金)					
	3月12日(火)	事前に町から通知があった「大規模畜産農家」				

※ 釜津田総合コミュニティセンターの受付開始時刻は、午前9時30分からとなります。

税務署確定申告作成会場等について

◆税務署から確定申告のお知らせ◆

自宅からスマートフォンとマイナンバーカードを使って、e-Taxで確定申告ができます。作成方法は、国税庁動画サイトでご案内しています。なお、操作方法等を直接お聞きになりたい方は、次のとおり申告書作成会場も設置いたします。

- 開設場所 宮古税務署（宮古合同庁舎4階会議室：宮古市小山田）
- 開設期間 令和6年2月16日（金）～3月15日（金）（注）土、日、祝日を除く
- 開設時間 午前9時～午後5時

（注）1 申告作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。入場整理券は、会場で当日配付しますが、配付状況に応じて、後日の来場をお願いすることがあります。

LINEを通じたオンラインによる事前発行も可能です。（事前発行可能な期間が設けられています。）発行方法は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）でお知らせしています。

2 申告書作成会場では、ご自身のスマートフォンやタブレットを使用して申告書を作成していただきます。スマートフォンやタブレット、マイナンバーカード（マイナンバーカードの発行時に設定した暗証番号を含む）をお持ちの方は、ご持参いただきますようお願いいたします。

- 問い合わせ 宮古税務署 代表（TEL0193-62-1921）

※ 音声案内に従い、相談内容に応じて該当の番号を選択してください。

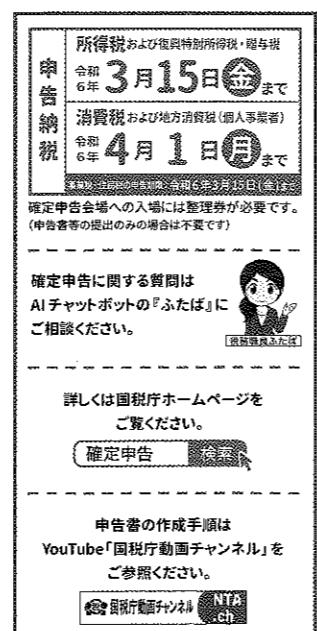
◆スマホで確定申告◆

令和5年分 確定申告
スマホ×マイナンバーカード
e-Taxが便利!

税務署への持参不要
24時間いつでも
支払額不要
印刷郵送代不要
還付金早期還付

いつでも ➡ 申告データの確認・印刷が可能

税務署・都道府県・市区町村



申告に必要なもの

共 通	ご持参 いただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ●マイナンバーカード ※税務署会場で申告する場合は、マイナンバーカード発行時に取得したパスワード2種類（4桁及び6~16桁）も持参してください。 ※事前に、マイナポータルへ登録していただくと便利です。 《マイナンバーカードを持っていない人は》 次の「番号確認書類」と「身元確認書類」それぞれを持参してください。 《番号確認書類》 マイナンバー通知カード（通知カードの住所が住民票と同じ場合のみ）、住民票の写しなどのマイナンバーの記載のあるもの 《身元確認書類》 <ul style="list-style-type: none"> ・1点で確認できるもの 運転免許証、パスポート、在留カード、身体障害者手帳など ・2点で確認できるもの 健康保険証、介護保険証、年金手帳など
	税務署会場	<ul style="list-style-type: none"> ●お手持ちのスマートフォンやタブレット
	町申告会場	<ul style="list-style-type: none"> ●町から送付された「町民税・県民税申告書」 ※税務署から「確定申告のお知らせ」などが送付される方には「町民税・県民税申告書」をお送りしていません。税務署から送付された「確定申告のお知らせ」などをご持参ください。
所得区分ごとに必要な書類		<ul style="list-style-type: none"> ●給与・年金所得がある人：源泉徴収票 ●事業所得の人：収入・経費が分かる書類（収支内訳書） ●公共工事収用で土地の譲渡等がある人：収用証明書等（県・町から送付のあった書類一式） ●免税所得の人：肉用牛売却証明書等の証明書
所得控除に必要な書類	生命・地震保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ●それぞれの控除証明書
	社会保険料控除	<ul style="list-style-type: none"> ●社会保険料（健康保険任意継続保険料・介護保険など）の納付証明書または領収書 ●国民年金保険料の控除証明書または領収書
	住宅借入金等特別控除 ※2年目以降のみ	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅借入金年末残高証明書 ●令和5年分住宅借入金等特別控除申告書 ※1年目の方は、別に必要な書類がありますので、お問い合わせください。
	医療費控除	<ul style="list-style-type: none"> ●氏名ごと、病院ごとの合計額をまとめた「医療費控除の明細書」
	障害者控除	<ul style="list-style-type: none"> ●次に該当するいずれかの手帳または障害者控除対象者認定証 障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳

※申告書、収支内訳書などは、税務出納課または各支所に備えてあります。

問い合わせ先

- 町県民税 【岩泉町役場税務出納課】TEL 22-2111 内線 210・241
- 所得税・消費税 【宮古税務署】TEL 0193-62-1921